

松江市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 26 年 3 月 27 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長並びに松江市選挙管理委員会委員長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 26 年 5 月 12 日

松江市監査委員 松本 修司
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 森脇 勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 給食費の収納の際に領収する出納員の公印が配置されていなかったため、松江市出納員及び分任出納員の領収印に関する規則に基づき適正に処理されたい。（東出雲学校給食センター）</p> <p>(2) 資金前渡金の受領日より前の日付の領収書が添付されており、立替払いとなっていた。立替払いは地方自治法第 232 条の 5 第 2 項において認められている支出の方法ではないため、適正な対応をされたい。（消防本部予防課、生涯学習課）</p> <p>(3) 報酬の支払いのために、多額の資金前渡金を管理されていた。現金管理のリスクを減らすため、口座への振込みを検討されたい。（選挙管理委員会事務局）</p> <p>(4) 臨時的な資金前渡金出納簿について、未整備の課が多かった。財務会計システムによる未精算の管理が可能との理由もあり、本出納簿の整備について、財務規則の見直しも含め検討されたい。（出納室）</p>	<p>(1) 11 月 22 日に会計管理者より出納員領収印及び釣銭用の現金 10,000 円を受領いたしました。今後は、松江市出納員及び分任出納員の領収印に関する規則に基づき適正な処理に努めます。</p> <p>(2)-1 査察時の駐車場借り上げについては、月ごとの利用計画を策定して、資金前渡金を受けた後に、駐車場借り上げが必要な査察を執行して、地方自治法を遵守した適正な支払いをすることとしました。（消防本部予防課）</p> <p>(2)-2 ボランティア保険の加入申込みにつきましては、参加人数の確定後ではなく、上限を見込んだ資金前渡金とし、適正な支出としました。（生涯学習課）</p> <p>(3) 平成 26 年度から投票管理者及び投票立会人等の全ての報酬の支払方法を、資金前渡から口座振り込みに変更します。</p> <p>(4) 臨時の経費に係る前渡金について出納簿による管理を不要とするよう、平成 26 年度中に規則改正又は取扱要領等の策定に向けて検討します。</p>